

消防用設備等設計・施工・点検事業者推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人関西防災機器協会（以下「協会」という。）が、消防用設備等の設計、施工、点検等をおこなう事業者（以下「消防用設備施工事業者等」という。）を、推薦するための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 協会が推薦の対象とする消防用設備等施工事業者等は、信頼できる設計、施工、点検などを実施する事業者（以下「推薦事業者」という。）とする。

(推薦事業者要件)

第3条 協会は、次の各号を満たす体制が整っている消防用設備等事業者を推薦事業者として紹介する。

- (1) 消防法その他設計、施工、点検などに関係する法令を遵守する。
- (2) 国家資格等を有する者が勤務し、消防用設備等の特性を熟知した優れた技術力に基づき設計、施工及び点検を実施する。
- (3) 安全管理及び緊急時の体制が確立している。
- (4) 請負契約書の締結及び契約書に基づく施工計画書の作成し施工する。
- (5) 点検・監視体制の確立、確認記録の作成及び必要に応じて工程ごとに写真を撮影し保管する。
- (6) 材料、寸法、性能及び機能等の確認、優れた品質管理のもとでの施工並びに当該確認に基づく確認記録を作成し保管する。
- (7) 必要に応じて周辺の住民や利用者に説明し、工事の理解や協力を得る。

2 施工、点検等を実施するにあたり、第1項各号のいずれかの方法を適用することにより、品質、安全管理等に支障をきたす場合は、当該項目の遵守を免ずる。

(申請者)

第4条 推薦事業者は、生産物賠償責任保険又は当該保険に準ずる保険等に加入していること。

(申請内容)

第5条 推薦事業者として協会の紹介を受けようとする者は、次の各号を満たす申請書を提出すること。

- (1) 消防設備施工事業者等の概要
 - (2) 国家資格等を有する者
 - (3) その他必要図書
- 2 前項の申請書の様式は、別表1の通り。

(審査)

第6条 協会は、申請があった場合直ちに推薦の適否を審査し、当該結果を事業者に連絡すること。

(紹介の失効)

第7条 次の各号に該当する場合、推薦事業者としての紹介を失効させる。

- (1) 第3条に違反した場合
- (2) 協会又は他の推薦事業者の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (3) その他関連法令等に違反した場合

(推薦事業者の責務)

第8条 推薦事業者は、設計、施工、点検等に関して瑕疵担保責任を負う。

2 推薦事業者は、職務を忠実に遂行し、職責を全うすることにより、災害の未然防止及び被害の軽減に務める。

(弁済)

第9条 協会又は他の推薦事業者は、推薦事業者が重大な損害を与えたと認められる場合、損害に相当する弁済を求めることができる。

(ホームページへの掲載)

第10条 推薦事業者は、ホームページに事業所名を掲載する。

(附 則)

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

この規程は、一部改正に伴い平成25年3月10日から施行する。

(付 則)

この規程は、一部改正に伴い平成27年7月1日から施行する。

別表 1

消防用設備等設計・施工・点検事業者推薦申請書

年 月 日

一般社団法人 関西防災機器会長 殿

依頼事業者名

消防用設備等設計・施工・点検事業者推薦規程第5条に基づく、推薦に関する審査をお願いいたします。

記

法人名称	
代表者氏名	
所属 申請者名	
電話番号	
資格取得者氏名	
備考	